

製造業および卸小売業，従業員規模別，自営業主数のウエイト（四大鉱工業地帯）

（単位 %）

		30年	31年	32年	33年
製 造 業	1人	41.052	(1077人) 38,909	27.405	35,908
	2	42.740 { 21.810 13.228 7.702	43.273 { (119) 22.082 13.393 7.798	43.506 { 22.227 13.552 7.727	43.739 { 21.397 14.049 8.293
	3				
	4				
	5 ~ 9	12.072	(36) 13,091	13,928	14,765
	10 ~ 19	3.263	3,704 { 0.643 0.276 0.083 0.021	5.161 { 4.021 0.716 0.309 0.115	5.595 { 4.342 0.780 0.343 0.130
	20 ~ 29	0.549			
	30 ~ 49	0.235			
	50 ~ 99	0.070			
	100人以上	0.019	0.021	0.115	0.130
計	100.000	(2757人) 100.000	100.000	100.000	
卸 小 売 業	1人	48.439	(3137人) 47,210	45.699	44,188
	2	46.791 { 29.418 11.983 5.390	47.517 { (315) 29.870 12.168 5.473	48.199 { 30.365 12.378 6.456	48.888 { 31.029 12.374 5.485
	3				
	4				
	5 ~ 9	3.972	(29) 4,374	5,123	5,871
	10 ~ 19	0.625	0.716 { 0.115 0.054 0.020	0.979 { 0.781 0.122 0.056 0.020	1.053 { 0.836 0.130 0.087
	20 ~ 29	0.104			
	30 ~ 49	0.051			
	50 ~ 99	0.018			
	100人以上		0.020	0.020	
計	100.000	(6647人) 100.000	100.000	100.000	

（注）主として就調によつたが10人以上の分割および30年は事業前統計の傾向によつた。

(單位 %)

		34年	35年	36年	37年				
製 造 業	1 人	(97千人) 34.397	34.219	34.041	(107千人) 33.861				
	2	{ (124) 43.972	{ 20.544 14.555 8.873	{ 44.399	{ 19.744 15.140 9.515	{ 44.826	{ 18.916 15.743 10.167	{ (143) 45.253	{ 18.047 16.359 10.847
	3								
	4								
	5 ~ 9	15.603	15.254	14.905	(46) 14.557				
	10 ~ 19	{ 4.680 0.844 0.379 0.145	{ 4.722 0.861 0.393 0.152	{ 4.783 0.879 0.566	{ 4.847 0.896 0.586				
	20 ~ 29								
	30 ~ 49								
	50 ~ 99								
	100人以上								
計	(282千人) 100.000		100.000	(316千人) 100.000					
卸 小 売 業	1 人	(303千人) 42.676	43.162	43.648	(316千人) 44.134				
	2	{ (352) 49.577	{ 31.700 12.364 5.513	{ 49.253	{ 31.724 12.101 5.428	{ 48.929	{ 31.740 11.846 5.343	{ (348) 48.604	{ 31.753 11.592 5.259
	3								
	4								
	5 ~ 9	(47) 6.620	6.322	6.024	(41) 5.726				
	10 ~ 19	{ 0.891 0.236	{ 0.995 0.268	{ 1.100 0.169 0.130	{ 1.205 0.185 0.146				
	20 ~ 29								
	30 ~ 49								
	50 ~ 99								
	100人以上								
計	(710千人) 100.000	100.000	100.000	(716千人) 100.000					

内 職 所 得

	30 FY	31	32	33	34	35 FY	35 Cy	36 FY	37
1. 第1種兼業農家の兼業所得	百万円 31,976	37,679	34,114	34,092	35,778	37,969	37,969	44,388	49,094
2. 農林業(第一種兼業)	千人 233	235	237	240	242	231	231	220	209
3. 非農林業(雇 用 者)	68	72	76	80	84	89	89	95	101
4. 第1種兼業農家の1人当り兼業所得 (1÷2)	137,279円	160,336	143,941	142,050	147,843	184,368	184,359	201,49人	237,388
5. 勤労者の自営業所得 (4×3)	百万円) 9,335	11,544	10,940	11,364	12,419	14,629	14,628	19,142	23,976
6. 内 職 所 得	41,371	49,223	45,054	45,456	48,197	52,598	52,595	63,470	73,590

農家のうち農業が主で、兼業で自営業（農林業以外）をおこなっているもの

(1) 第1種兼業農家（農林業センサス） 括弧内は構成比

	30 Fy	31 Fy	32 Fy	33 Fy	34 Fy	35 Fy	36 Fy	37 Fy
商店、質屋、旅館など	54.765 (13.7)	52.385 (14.0)	50.006 (14.4)	47.626 (14.9)	35.247 (15.4)	42.867 (16.0)	40.487 (16.7)	38.108 (17.6)
医院、寺院、弁護士など	13.365 (3.4)	11.915 (3.2)	10.465 (2.0)	9.016 (2.8)	7.566 (2.6)	6.116 (2.3)	4.666 (1.9)	3.216 (1.5)
大工、左官、屋根ふきなど	147.665 (37.0)	142.307 (38.2)	136.949 (39.5)	131.591 (41.0)	126.233 (42.8)	120.875 (45.0)	115.517 (47.7)	110.159 (50.9)
運送業、工場、仲買など	183.210 (45.9)	166.287 (44.6)	149.364 (42.1)	132.441 (41.3)	115.518 (39.2)	98.596 (36.7)	81.674 (33.7)	64.752 (30.0)
計	399.005 (100.0)	372.894 (100.0)	346.784 (100.0)	320.674 (100.0)	294.564 (100.0)	268.454 (100.0)	242.346 (100.0)	239.476 (100.0)

ロ 兼業者数（就調の総数を(1)の構成比により按分）

	30 Fy	31 Fy	32 Fy	33 Fy	34 Fy	35 Fy	35 Cy	36 Fy	37 Fy
商店、質屋、旅館など	32	33	34	36	37	37	37	37	37
医院、寺院、弁護士など	8	7	7	7	6	5	5	4	3
大工、左官、屋根ふきなど	86	90	94	98	104	104	104	105	106
運送業、工場、仲買など	107	105	102	99	95	85	85	74	63
計	233	235	237	240	242	231	231	220	209

01) / 人規模の業種所得 (別表参照)

	30 Fy	31 Fy	32 Fy	33 Fy	34 Fy	35 Fy	35 Cy	36 Fy	37 Fy
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
商品, 質屋, 旅館など(卸売)	165,076	192,848	169,204	167,527	171,923	171,826	169,752	221,123	266,933
医院, 寺院, 弁護士など(サービス)	151,391	173,756	153,688	153,203	158,169	158,681	156,766	204,804	247,821
大工, 左官, 屋根ふきなど(建設業)	97,881	109,448	108,353	109,052	120,455	144,852	147,493	156,029	174,255
運送業, 工場, 仲買など(運通)	159,579	192,848	167,647	164,662	167,797	185,332	183,095	255,994	325,765

第1種兼業農家の兼業所得

	30 Fy	31 Fy	32 Fy	33 Fy	34 Fy	35 Fy	35 Cy	36 Fy	37 Fy
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
商品, 質屋, 旅館など	5.282	6.364	5.753	6.031	6.361	6.358	6.281	8.182	9.877
医院, 寺院, 弁護士など	1.211	1.216	1.076	1.072	949	793	784	819	743
大工, 左官, 屋根ふきなど	8.418	9.850	10.185	10.687	12.527	15.065	15.339	16.383	18.471
運送業, 工場, 仲買など	17.075	20.249	17.100	16.302	15.941	15.753	15.563	18.944	20.523
計	31.986	37.679	34.114	34.092	35.778	37.969	37.967	44.328	49.614

別表 内職 / 人規模所得の算出過程

(単位 円)

	30 Fy	31 Fy	32 Fy	33 Fy	34 Fy
建設	製造 $365,382 \times 0.908 = 3,318^{\text{円}}$	製造 $423,448 \times 1.234 = 5,649$	製造 $444,665 \times 1.188 = 5,283$	$419,987 \times 1.149 = 4,826$	$499,472 \times 1.4 = 6,965$
	$130,782^{\text{円}} - 3,318^{\text{円}} = 127,464^{\text{円}}$	$146,235 - 5,649 = 140,586$	$145,589 - 5,283 = 140,301$	$147,232 - 4,826 = 142,506$	$165,828 - 6,965 = 158,863$
	$127,464^{\text{円}} \times 96.8\% = 123,385^{\text{円}}$	$140,586 \times 95.675 = 134,506$	$140,301 \times 94.55 = 132,655$	$142,506 \times 93.425 = 133,176$	$158,863 \times 92.31 = 146,646$
	$123,385^{\text{円}} \times 79.23\% = 97,881^{\text{円}}$	$139,506 \times 81.37 = 109,448$	$132,655 \times 81.68 = 108,353$	$133,136 \times 81.91 = 109,052$	$146,646 \times 82.14 = 120,455$
卸小売	$983,875 \times 0.298 = 2,932$	$1,056,999 \times 0.512 = 5,412$	$1,013,100 \times 0.395 = 4,002$	$1,089,163 \times 0.654 = 7,123$	$1,055,154 \times 0.66 = 6,964$
	$174,350 \times 2.922 = 171,418$	$209,053 - 5,412 = 203,641$	$185,746 - 4,002 = 181,744$	$190,213 - 7,123 = 183,090$	$198,138 - 6,964 = 191,174$
	$171,418 \times 96.3 = 165,076$	$203,641 \times 99.7 = 192,848$	$181,744 \times 93.1 = 169,204$	$183,090 \times 91.5 = 167,527$	$191,174 \times 89.93 = 171,923$
運通	$165,076 \times 96.67 = 159,579$	$192,848 \times 100.0 = 192,848$	$169,204 \times 99.08 = 167,647$	$167,527 \times 98.29 = 164,662$	$171,923 \times 97.60 = 167,797$
カービ入	$165,076 \times 91.71 = 151,391$	$192,848 \times 90.10 = 173,756$	$169,204 \times 90.83 = 153,688$	$167,527 \times 91.45 = 153,203$	$171,923 \times 92.00 = 158,169$
	35 Fy	35 Cy	36 Fy	37 Fy	
建設	製造 $572,873 \times 0.96 = 5,500$	$590,743 \times 0.96 = 5,671$	$700,656 \times 2.06 = 14,434$	$597,295 \times 2.41 = 14,395$	
	$193,347 - 5,500 = 187,847$	$196,943 - 5,671 = 191,272$	$214,117 - 14,434 = 199,683$	$234,887 - 14,395 = 220,492$	
	$187,847 \times 92.66 = 174,059$	$191,272 \times 92.66 = 177,233$	$199,683 \times 93.00 = 185,705$	$220,492 \times 93.35 = 205,829$	
	$174,059 \times 83.22 = 144,852$	$177,233 \times 83.22 = 147,493$	$185,705 \times 84.02 = 156,027$	$205,829 \times 84.66 = 174,255$	
卸小売	$1,079,901 \times 0.97 = 10,475$	$1,084,803 \times 0.97 = 10,523$	$1,381,748 \times 0.68 = 9,396$	$1,557,366 \times 0.79 = 12,303$	
	$201,287 - 10,475 = 190,812$	$199,032 - 10,523 = 188,509$	$254,598 - 9,396 = 245,202$	$307,910 - 12,303 = 295,607$	
	$190,812 \times 90.05 = 171,826$	$188,509 \times 90.05 = 169,752$	$245,202 \times 90.18 = 221,123$	$295,607 \times 90.30 = 266,933$	
運通	$171,826 \times 107.86 = 185,332$	$169,752 \times 107.86 = 183,095$	$221,123 \times 115.77 = 255,994$	$266,933 \times 122.04 = 325,765$	
カービ入	$171,826 \times 92.35 = 158,681$	$169,752 \times 92.35 = 156,766$	$221,123 \times 92.62 = 204,904$	$266,933 \times 92.84 = 247,821$	

個人業主所得（非農林水産業）推計方法

昭和35暦年の新推計とほぼ同一方法により30～37年度を推計した。

従来の推計と異なる点は原則的に就業構造基本調査に依ったことである。なお従来は国税庁申告所得種類別表を併用しており、内職所得は家計調査より推計していた。

1 個人業主所得（除内職所得）

個人企業経済調査（以下、個人経調という）より製造、卸、小売業の名ノ業主当り平均売上高、および営業利益を従業員階級別に直接とり、^(注)これを就業構造基本調査（以下就調という）により事業所を持たない（個人経調の調査対象客体外）都市所在の個人企業を含めたノ業主当り平均に調整する。

この調整方法は就調より四大鉱工業地帯（京浜、中京、京阪神、北九州）の製造、卸、小売業の、従業員階級別自営業主数（個人業主数）をとり、これを従業員階級別のウェイトとして、上記の個人経調より求めた計数を加重平均する。

この場合、就調が3年に1回の調査であるため、この中間年次については直線補間し、また従業員規模10人以上については事業所統計調査により補間調整した。

このようにして求めた個人経調を基礎とするノ業主当り平均営業利益を従来と同一方により調整し（減価償却費の控除ほらびに就調による都市、全国地域格差の是正）、製造業は第2次産業、卸、小売業は第3次産業のベースとして、就調より全国産業間相

対所得比率をとり、これをそれぞれ乗じて各産業のノ業主当り平均所得を求める。この平均所得に各産業個人業主数をそれぞれ乗じて非農林水産業個人業主所得を算出した。

なお、個人業主数は国調をベースとして労調の自営業主数の傾向で延長算出した。

（注）ノ人規模の取扱いについて

個人経調から求めたノ人規模の営業利益は従来、半人規模の2つに分けて推計していたが、これは事業所を持たない企業の所得を考慮して半人規模の所得をノ人規模の $\frac{1}{2}$ と推定したものが、資料的根拠が薄いので、これを改め、次の如く推計した。

就調より従業員2人規模とノ人規模の平均所得の割合をとり、これを個人経調の2人規模の営業利益（加重平均前）に乗じてノ人規模の営業利益（加重平均前）とする。就調のない年次は各規模の補間推計値の割合によった。なお売上高についても同割合を用いた。

（各年平均所得の割合）

		30Fy	31Fy	32Fy	33Fy	34Fy	35Fy	36Fy	37Fy
製 造 業	1人規模	9.3 ^{平均}	9.9	10.5	11.1	11.7	13.8	16.0	18.2
	2人規模	18.2	19.4	20.6	21.9	23.2	26.4	29.6	32.8
	割合	51.1%	51.0	51.0	50.7	50.4	52.3	54.1	55.5
卸 小 売 業	1人規模	12.0	12.9	13.8	14.7	15.6	17.7	19.9	22.1
	2人規模	20.7	22.3	23.9	25.6	27.3	30.9	34.5	38.1
	割合	58.0	57.8	57.7	57.4	57.1	57.3	57.7	58.0

II 内職所得

1. 農家のうち農業が主で非農林の自営業を兼業しているもの
(第1種兼業農家)。

兼業種類別/人当り所得に兼業種類別農家数をそれぞれ乗じて算出した。

(1) /人当り所得

まず製造業および卸・小売業につき個人経調の2人規模平均所得(営業利益)を基礎として就調の2人規模平均所得に対する/人規模平均所得の割合を乗じて得た。都市/人当り平均所得から減価償却費を除き、これに都市・全国格差を乗じて全国/人規模平均所得を求め、次に産業間格差(産業間相対所得比率)により各産業の/人当り所得を算出した。

なお産業間格差は第2次産業については製造業、第3次産業については卸・小売業を基準として就調より求めた。

但し就調のない年次はすべて直線補間した。

計算例 建設業

製造業/人規模売上高×減価償却率 = /人規模減価償却費

製造業/人規模営業利益 - 減価償却費 = /人規模都市営業利益

/人規模都市営業利益×都市全国格差 = 製造業/人当り所得

製造業/人当り所得×建設業産業間格差 = /人当り建設業所得

(2) 兼業者数

就調より農林業の有副業者数(非農林業自営業主)をとり、これを昭和35年世界農林業センサス「農家調査報告書」の「家としての兼業種類別農家数」の構成比により、兼業種類別に按分した。なお中間年次についてはそれぞれ直線補間した。

2. 勤労者のうち勤務が主で非農林の自営業を兼業しているもの。
/人当り兼業所得に兼業者数を乗じて算出した。

(1) /人当り所得

/人で求めた第1種兼業農家の兼業所得総額を同兼業者総数で割り、/人当り所得を求めた。

(2) 兼業者数

就調より非農林業雇用者の有副業者数(非農林業自営業主)をとり兼業者数とした。なお中間年次については直線補間した。

法人所得推計方法の検討

(所得部会資料 No.3-3)

I 問題点の要約

現在、法人所得は主として、税務資料に基いて推計されており、このため、次の3点が問題とされるのが常である。

1. 税務申告は、一般に真実の所得より低めの傾向にあると思われ、従って、これを基礎に推計された法人所得も真実の所得より小さいのではないか。-----

過小推計の問題。

2. ある年度の法人所得の基礎資料となる申告所得集計表は、年度中に事業年度の終了した法人のその事業、年度分の所得を集計したものである。従って、推計結果も厳密な意味での発生ベースによるものとはいえず、景気上昇期には過小に、景気後退期には過大となるのではないかと推計ベースの問題。

3. 税法上ないし企業会計上の所得と、国民所得計算上の所得との概念の調整についてはかなり研究されているが、まだ十分とはいえないのではないか。----- 概念調整の問題。

II 問題点の検討

1. 過小推計の問題

現行の推計方法による法人所得が適正であるか過小であるか

を計数的に直接検討する資料、方法は、現在のところ見出せない。ただ不十分ではあるが、以下に述べる2つの方法で間接的な検討を行った結果では、現行方法による推計値は、必ずしも過小ではないことを示している。

(1) 物的方法による推計(産業連関表の「その他の付加価値」との対比

産業連関表の「その他の付加価値」は、分配国民所得の法人所得+個人業主所得+個人賃貸料・利子所得+官公事業剰余等であつて、この中から法人所得だけを取り出すことはできない。

しかし、30年の産業連関表の「その他の付加価値」(国民所得勘定との概念調整後の数値)の34284億円に対して、分配国民所得の法人所得+個人業主所得+個人賃貸料・利子所得で官公事業剰余等の合計は、33,811億円であつて、両者の差は僅か383億円、1.4%である。このことから極めて間接的にはあるが、物的方法による法人所得の推計値と、現行方法による推計値との間にもそれ程大きな隔りがないといえるのではないかと。

(2) 他の人的方法による推計(法人企業統計年報によるもの)との対比

法人企業統計年報による35年度の法人所得(純利

益金)は、12,964億円である。ただし、これには金融保険業法人と資本金200万円未満の法人の所得が含まれていない。そこで、資本金200万円未満の法人についても調査が行われるようになった37年度の比率(全法人18,129億円、資本金200万円未満法人3,720億円 $\frac{200万円未満法人所得}{全法人所得} = 25.8\%$)を用いて前記の数値を拡大すると、16,309億円となる。

これに対し、35年度の国民所得勘定の法人所得(国内ベース)の計数をナショナル・ベースに直し、これから金融保険業法人分を控除すると、16,707億円となり、法人企業統計年報から推計した数値より398億円、2.4%大きい。この対比も十分ではないが、現行法人所得推計が必しも過小ではないことを明らかにするに足るものと思われる。

2. 推計ベースの問題

(1) 法人所得推計の基礎となるのは、各法人がその事業年度終了後2ヵ月以内に税務当局に提出する申告所得額である。ところで事業年度の期間は通常6ヵ月又は1年であるが、その始期及び終期は各法人が夫々任意に定められている。従って、現行の推計は35年度を例にとれば35年度中(注)に終了した事業年度のその事業年度分の所得を集計したものであり、これをもって35年度中の発生所得におきかえている訳である。

(注) 法人所得推計の基礎資料である国税庁の「申告所得等の状況」は、国税庁の法人税事務年度(毎月7月1日～翌年

6月30日)について作成されている。つまり、正確には35年7月1日～36年6月30日の間に申告期限の到来した事業年度の所得の集計である。

なお、申告期限は事業年度終了後2ヵ月以内であるから、35年5月1日～36年4月30日の間に終了した事業年度の所得の集計ということになる。

従って、36年3月31日に事業年度の終了する法人の所得は、完全に35年度中に発生した所得に合致するけれども、35年12月31日に事業年度の終了する1年決算法人の場合は、34年度の1月、2月、3月中に稼得した所得が35年度の1月、2月、3月に発生するであろう所得に置き換えられており、更に、35年5月30日に事業年度の終了する1年決算法人の場合は、その殆ど(概ね $\frac{10}{10}$)が34年度中に稼得したもので置き換えられている。逆に36年4月30日に事業年度の終了した1年決算法人の場合は、36年度の4月分の所得が、35年度の4月分とみなされている訳である。

(2) 次に、この推計ベースのズレによつて、推計結果が本年の発生ベースの数値からどの程度歪んでいるかを検討してみたものが次表である。これによれば、35年度法人所得推計の基礎資料となった35法人事務年度の申告所得の86%は完全に35年度中に稼得されたものであり、歪みは残りの14%についてだけ生じていることがわかる。従って、推計ベースのズレは推計結果にそれ程大きな影響を及ぼすものではな

いと思われる。

なお、この点についての妥当な調整方法は現在までのところ見当らず、アメリカ、イギリス両国においてもこの調整を不可能なものとしているようである。

3 概念調整の問題

(1) 法人所得推計の基礎となる申告所得はいうまでもなく税法の推定に従って算出されており、純生産物の価値としてとらえられる国民所得計算上の所得とはかなり異っているので、この間の調整が当然必要である。

現在のところ、この調整は (i) 準備金、引当金関係、

(ii) 交際費関係 (iii) 輸出所得関係および (iv) 日銀納付金関係について行われているが、なお、未調整で問題とされているのは主として次の3点である。

(1) たな卸資産評価損益の除去

税務上の所得計算には、原材料、製品その他のたな卸資産の時価の変動に基づく損益が含まれているので、国民所得計算上は当然これを除去しなければならない。この調整方法はすでにある程度検討されており、過去において試算も行われているが、なお、研究の余地もあり、今回は見送って、来年度支出面（在庫投資）とあわせて実施することとした。

(2) その他の資本損益の除去

法人が資産として保有している株式の評価損益ないし売買損益、あるいは固定資産の売却損益などの資本損益も国民

所得計算上、当然除去しなければならない。しかし、これについての有効な調整方法は現段階では見出せないのが、当分見送らざるを得ない。

(3) 特別償却費関係

26年度以降、税法上の特別措置として特別償却制度が創設され、現在では、この種の特別償却が認められている。これは、特定の法人が特定の機械設備を取得した場合等に、普通償却の範囲以上に特別に償却を行なうことを認めるものであり、税法上の所得算出に当って、当然損金として扱われるものである。従って、税務資料によって推計される法人所得でも経費として除算されているが、この特別償却は企業の内部留保充実等の政策目的によって認められるものであって、普通償却とはその性格を異にするので、国民所得計算上はこれを償却として扱わず法人所得に加算した方が妥当であると考えられる。

しかし乍ら、ある年度で特別償却費を所得に加算すると、次年度以降その資産について特別償却がなかったものとして通常の償却費を更めて算出しなければならず、却って資本減耗引当の推計を困乱せしめ、国民総生産の推計値の精度を落とす結果となるので、むしろ調整しない方が望ましいとの意見が強かった。

(4) 最後に現在、貸倒準備金、価格変動準備金などとともに調整が行われている退職給与引当金の取扱についても、疑問がもたれているのでこれについて述べておく。

(イ) すなわち、現行推計法では、退職給与引当金の年度間純増額が法人所得として取り扱われているのみであって、年々の法人企業からの退職手当そのものについては何等の取扱いもなされておらず、国民所得の推計から完全に脱落している。

(ロ) これに対して、退職給与はその支給の時期のいかんにかかわらず、在職実績に応じて毎年発生するものと考え、これを勤労所得の給与所得として取扱い、現実に支給されるまでは、個人貯蓄として法人に預けられているとみなす考え方がある。ただ、この考え方に立つとしても、年々の全勤者の退職給与発生額を全額把握するためには、まず、全法人がすべて退職給与引当金を設定し、かつ、退職金の支払はすべてこの引当金を取崩して行うという前提が必要であろう。しかるに36年度においても、法人総数586,110のうち退職給与引当金を設けている法人は37,244にすぎず、また、この引当金を設けている法人であっても、退職金の支払はすべてその取崩しによって賄っているという保障はない。また、仮に上記の前提が満されたとしても、現在の資料から、退職給与引当金勘定への繰入額を把握することは困難である。

(ハ) 退職所得を勤労所得と考える立場に対してこれは本質的には法人所得であり、支給の事実があったときに法人の個人に対する振替支出となると考える立場もある。事実、退職給与引当金は法人の資金繰り上、当然自己資本と考える

のが通常であつて、勤労者の貯金と考えるのはいささか無理が伴うと思われる。

(単位 千円)

決算月	全法人 申告所得 ①	25半年決算 普通法人 ②	③	251年決算 法人 ①-②=④	⑤	④/⑤ ③+⑤=⑥
35年5月	46,612,107	$26,501,843 \times \frac{2}{6} = 8,833,948$		$20,110,264 \times \frac{2}{12} = 3,351,711$		12,185,659 (26.1)
6	50,950,365	$31,395,320 \times \frac{3}{6} = 15,697,660$		$19,555,045 \times \frac{3}{12} = 4,888,761$		20,586,421 (40.4)
7	43,251,161	$24,019,231 \times \frac{4}{6} = 16,012,821$		$19,231,930 \times \frac{4}{12} = 6,410,643$		22,423,464 (51.8)
8	23,793,904	$8,356,436 \times \frac{5}{6} = 6,963,697$		$15,437,468 \times \frac{5}{12} = 6,432,278$		13,395,975 (56.3)
9	337,373,869	$279,790,795 \times 1 = 279,790,795$		$57,583,074 \times \frac{6}{12} = 28,791,537$		308,582,332 (91.5)
10	90,449,763	$42,014,078 \times 1 = 42,014,078$		$41,405,685 \times \frac{7}{12} = 24,153,316$		73,167,394 (80.9)
11	68,444,872	$27,463,817 \times 1 = 27,463,817$		$40,981,075 \times \frac{8}{12} = 27,320,717$		54,784,534 (80.1)
12	118,912,524	$31,812,029 \times 1 = 31,812,029$		$87,100,495 \times \frac{9}{12} = 65,325,371$		97,137,400 (81.7)
36年1	48,321,960	$29,242,707 \times 1 = 29,242,707$		$39,079,253 \times \frac{10}{12} = 32,566,044$		61,808,751 (90.5)
2	32,777,708	$10,857,512 \times 1 = 10,857,512$		$21,920,191 \times \frac{11}{12} = 20,093,508$		30,951,020 (94.4)
3	438,466,842	$294,925,977 \times 1 = 294,925,977$		$143,540,865 \times 1 = 143,540,865$		438,466,842 (100.0)
4	126,900,953	$66,439,635 \times \frac{5}{6} = 55,366,363$		$60,461,318 \times \frac{11}{12} = 55,422,875$		110,789,238 (87.3)
計	1,446,226,043	879,819,380	825,981,404	566,406,663	418,297,626	1,244,278,030 (86.0)

(備考) この表は次の二つの前提の下に作成した。

- (1) 1事業年度間の所得は各月均等に稼得されたものとする。
- (2) 特別法人、公益法人、人格のない社等はすべて1年決算法人とみなす。